

## 基本行政法〔第4版〕 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
p 40	<b>【設問1】</b> 「財務省設置法 <u>3条</u> および4条17号」	→以下に修正 「財務省設置法 <u>3条1項・4条1項17号</u> 」
p 85	16行目 末尾 「である。」	→以下に修正 「である <u>(法律には条例を含む)</u> 。」
p 104	下から2行目 「別の章立てして」	→以下に修正 「別の章立て <u>に</u> して」
p 116	3行目 「処分について <u>と</u> られる」	→以下に修正 「処分について <u>執</u> られる」
p 145	下から2行目 (1)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 147	9行目 (2)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 182	8行目 「経済的自由を <u>放棄</u> することに」	→以下に修正 「経済的自由が <u>制限</u> されることに」
p 346	コラム10行目 「判例の定式 (→ <u>276</u> 頁)」	→以下に修正 「判例の定式 (→ <u>335</u> 頁)」

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）（未完）
p 264	<b>【設問3】</b> 下から2行目 「出訴期間 ( <u>行訴法</u> 14条)」	→以下に修正 「出訴期間 ( <u>同法</u> 133条1項)」

<p>p 265 ~266</p>	<p>p 265 末尾~ p 266 1行目 「ただし、行訴法 14 条 1 項ただし書の「<u>正当な理由</u>」があることを主張することは考 えられる」</p>	<p>→以下に修正 「<u>なお、土地収用法 133 条 1 項は行訴法 14 条 1 項の特則として 3 月の不変期間を定める</u>」</p>
<p>p 382</p>	<p>図の右側 下から 2 行目 「理由 B を<u>付記</u>」</p>	<p>→以下に修正 「理由 B を<u>提示</u>」</p>